

ユーカリが丘二丁目

自治会長 殿

入 会 ・ 退 会 ・ 異 動 届

(該当項目に○をして下さい。)

今般 (転入 ・ 転出 ・ 異動 (住 所 ・ 会員名変更 ・)) のため、自治会規則第二条等により、本自治会に (入会 ・ 退会 ・ 異動) を致したくお届けします。

記

入会・退会 異動年月日	年 月 日		
住 所	二丁目 (街区一)		
旧住所	二丁目 (街区一)	*二丁目内の住所異動の場合に記入	
(ふりがな)		会員名変更の場合は、新会員名を記入 (前届出会員との関係を表示記入)	
氏 名	Ⓜ	本人、家族、親戚、	
電 話	043 (一)		
小学生の家族 (子供会)	有 無	見守制度要援護希望	有 無

[ブロック : / 班 :]

自治会会費 :	円 (入 出)
街灯管理費 :	円

班 長 _____

- ①この「入会・退会・住所異動届」は、会員の個人情報管理目的以外には使用してはならない。
なお、“住所異動”は二丁目自治会会員資格の変更を伴わない場合の異動を云う。
- ②自治会会費は、会則第16条に基づき取扱うこととし、入会の場合、入会の翌月分から納付し、退会の場合、退会(転出等)月までの会費を納入するものとする。〈会費：月 300円〉
なお、会費は入会時に、入会の翌月分から半期末(9月又は3月)分までを一括納付する。
〈例〉6月入会の場合、7月～9月までの3カ月分 900円を一括納付する。
- ③街灯管理費は、入会月の次に到来する半期(4月～9月又は10月～3月)より負担し、退会の場合、退会(転出等)月の属する半期末までの管理費を納入するものとする。
〈管理規則第5条(管理費)〉1戸当り年額400円(半期200円)
〈例〉6月入会の場合、10月以降管理費を納入する。
8月退会の場合、9月までの管理費を負担する。
- ④本届出は、次の順で提出・連絡・回覧等をする。(届出用紙は総務A保管)

